

## 令和4年度「佐賀さいこう！情報発信事業」業務委託仕様書

## 1 目的

関西圏において、佐賀県の情報発信等の展開が期待できる本県にゆかりのある人や事業者等に向けて、「ラグジュアリーな佐賀」をコンセプトに、佐賀の魅力を紹介する食事会等を開催するとともに、同会場において、一定以上の期間、佐賀の食材等を使用したメニューを提供（飲食店等タイアップ）することで、関西における佐賀県の良いイメージの醸成を図るとともに、観光客の誘致及び特産品の販売促進等につなげる。

## 2 委託業務

「佐賀さいこう！情報発信事業」の実施

## 3 委託業務の内容

## ◆食事会等の企画について

## (1) 企画内容

- ①参加者が、佐賀の魅力を自ら自身の SNS 等で発信したり、他の人に話したくなるような内容であること。
- ②参加者が、佐賀についてもっと知りたい、知らせたい、佐賀に旅行したい、させたい、佐賀の特産品を購入したい、させたい、といった行動につながる内容とすること。
- ③「ラグジュアリー感溢れる佐賀」のコンセプトのもと、「いちごさん」など佐賀産食材を中心とした食事や体験コンテンツによる佐賀の情報発信を行うこと。
- ④「ラグジュアリー感溢れる佐賀」のコンセプトに基づいた事業タイトル「佐賀さいこう！〇〇〇」を考案すること。
- ⑤会場地である大阪府または京都府の感染拡大状況により、食事会でのステージイベントを取りやめた場合を想定し、知事からのメッセージカードを作成すること。
- ⑥参加者として、関西圏において情報発信の期待が大きい関西圏在住者を提案すること。

## (2) 開催時期

令和5年2月上旬

## (3) 開催場所・規模

大阪市内または京都市内の飲食店等とし、参加規模は40名程度とすること。

なお、食事会等を開催する飲食店等とのタイアップが可能であること。タイアップ期間としては、食事会等の翌日から2週間程度とする。

※参加者については、佐賀県と受託者が協議のうえ選定する。

## (4) ゲスト要件

ラグジュアリーな佐賀のコンテンツに知見がある関西出身者

◆食事会等の運営について

- ①食事会は、佐賀産食材等を使った食事会形式とし、運営・進行を行うこと。
- ②参加者に対し、アンケートを実施すること。
- ③会場の手配、食事会や体験コンテンツの運営にあたり必要となる物品等の調達、スタッフの手配、会場設営及び撤去等を行うこと。
- ④参加者からの参加費の徴収は行わないこと。
- ⑤感染防止対策を行うこと。

◆飲食店等タイアップの企画について

(1) 企画内容

- ①佐賀の食材等を使用し、食事会のコンセプトと連動したメニュー等を提供すること。
- ②佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、同メニュー等を、自ら自身の SNS 等で発信するような満足度の高い内容とすること。
- ③佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、佐賀についてもっと知りたい、佐賀に旅行したい、佐賀の特産品を購入したいといった行動につながる工夫をすること。
- ④佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、佐賀県関西・中京事務所の Facebook ページに「いいね！」するなど、食事会終了後も佐賀の情報を伝えることができる内容であること。
- ⑤佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者へ、知事からのメッセージカードにより佐賀の魅力を伝えること。

(2) タイアップ期間

食事会の翌日から 2 週間程度継続して開催すること。

(3) タイアップ先について

大阪市内または京都市内の飲食店等とする。

◆飲食店等タイアップの運営について

- ①各種広報媒体を用いて、広く広報を実施すること。
- ②佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者に対し、アンケートを実施すること。
- ③運営にあたり必要となる物品等の調達、スタッフの手配、会場設営及び撤去等を行うこと。

◆事業の報告について

業務委託完了後、速やかに実績報告書を冊子及びデータで提供するものとする。なお、写真は二次使用が可能なデータを提供すること。

- ・業務委託完了報告書
- ・事業報告書（概要、写真、アンケート結果等）
- ・本事業を更に進めるための次年度以降の展開案等

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで（予定）

#### 5 委託料

3,965千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

#### 6 委託料の支払い

完了払

#### 7 その他

（1）本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県関西・中京事務所と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。

また、業務の実施に当たっては、責任者を明確にし、佐賀県関西・中京事務所職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。

（2）食事会等の参加者及びタイアップメニューを食した者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。

（3）他企業からの協賛を受けて業務を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報の提供はしないこと。

（4）収集した個人情報は、この業務を遂行する目的以外の目的のために利用しないこと。

（5）個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

（6）個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努め、業務終了後は、収集した個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。